

下原委員（草莽の会）

平成 30 年 3 月 7 日
教育長答弁実録
(教育委員会)

(問) 高等学校学習指導要領案への識者談話に対する受止めについて

2月15日付けの中国新聞に、高等学校学習指導要領案に対する識者談話として、「新設科目となった「公共」は、国を愛し、全体に貢献する資質を生徒に持たせようという狙いが顕著だが、教員の創意工夫次第で、そうした政権の意向を薄める教育も期待できるのではないか」とのコメントが掲載されていたが、この内容について、どのように受け止めているのか、教育長に伺う。

(答)

高等学校学習指導要領は、学校教育法第52条及び学校教育法施行規則第84条の規定に基きまして、文部科学大臣が告示という形式で、教育課程の基準として定めております。

したがいまして、学習指導要領は、教育課程の基準として遵守すべき「法規としての性格」を有するものでございます。法的拘束力がございます。

新学習指導要領において新設されます公民科「公共」につきましても、学習指導要領に基づいて行われるべきものであると考えております。

教育委員会といたしましては、来年度からの新教育課程説明会等を通して、「公共」の趣旨をはじめ、新学習指導要領の内容等を学校に周知徹底し、県民から信頼される法令等に則った公教育の確立に引き続き取り組んでまいります。